

令和3年第2回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和3年第2回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和3年2月15日（月） 午後3時
おいらせ町立東公民館2階ホール

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和3年2月15日（月） 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
①学務課
②社会教育・体育課
- 6 付議案件
議案第1号 おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）について
議案第2号 学校給食費負担金の債権放棄について
議案第3号 奨学資金貸付金償還猶予の決定について
議案第4号 県費負担教職員の異動の内申について
- 7 協議事項
- 8 報告案件
報告第1号 令和2年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について
- 9 その他

教育委員会定例会 2月教育長報告

(令和3年2月15日)

〔報告事項〕

日	曜日	行 事 名
1	月	庁議 コロナ危機対策本部会議 まちひとしごと創生推進本部会議
2	火	盲学校との交流会（百石小）
3	水	八幡宮節分祭及び焼納祭神事
4	木	教委コロナ打合せ 県立高校再編担当課打合せ 教育奨励賞審査
5	金	県立高校再編地区意見交換会 総合教育会議
6	土	ロボットコンテスト 古墳館講座①
7	日	全国小学生将棋名人戦おいらせ予選
8	月	教委打合せ 上北教育事務所協議
9	火	教頭会
10	水	校長面談（下田中・甲洋小・百石小・木内々小・木ノ下小） 洋菓子作り講座
11	木	
12	金	校長面談（木ノ下中・百石中・下田小） 上北教育事務所協議
13	土	古墳館講座②
14	日	
15	月	教委打合せ 教育委員会定例会
16	火	政策会議 社会科副読本編集委員会
17	水	校長会 防災会議
18	木	議員全員協議会
19	金	職員採用二次試験
20	土	王将館訪問 プログラミング教室 古墳館講座③
21	日	
22	月	教委打合せ 百石高校魅力アップ推進協議会
23	火	
24	水	放課後子どもプラン運営委員会 一般質問調整会議
25	木	定期監査講評
26	金	庁議
27	土	古墳館講座④ 子どもサポート学習会
28	日	町長杯インドアテニス大会

〔その他の報告〕

- ・
- ・

※上記に記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

2月・3月行事予定及び報告事項

< 2月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
5日	金	総合教育会議	本庁舎
9日	火	教頭会	分庁舎
15日	月	教育委員会定例会	東公民館
16日	火	社会科副読本編集委員会	東公民館
17日	水	校長会	みなくる館

< 3月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
11日	木	町立3中学校卒業式	各校
19日	金	甲洋小学校卒業式	甲洋小学校
20日	土	下田小学校卒業式	下田小学校
23日	火	木内々・木ノ下・百石小学校卒業式	各校
25日	木	教育委員会定例会	分庁舎

2月・3月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

2 月	行 事 名	場 所
10日 (水)	専門講座「洋菓子作り講座」(定員10人)	いきいき館
16日 (火)	甲洋なかよし教室保護者説明会	甲洋小学校
17日 (水)	町子ども会育成連合会 役員会	中央公民館
18日 (木)	百小のびのび教室保護者説明会	のびのび館
毎週土曜日	阿光坊古墳群を学ぼう講座(定員12人、先着順) ①2/6 手づくね土器体験 ②2/13 十和田火山とおいらせ町(講演:小谷地館長) ③2/20 古代東北北部における蝦夷集団の動態 (講演:畠山学芸員) ④2/27 古墳群の保存活用(講演:小谷地館長)	阿光坊古墳館
24日 (水)	放課後子どもプラン運営委員会	東公民館

3 月	行 事 名	場 所
6日 (土)	教育委員会表彰式(文化)	町民交流センター
中旬	第3回公民館運営委員会	北公民館
中旬	第2回図書館協議会	みなくる館
下旬	社会教育委員会議	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

2月・3月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

2 月	行 事 名	場 所

3 月	行 事 名	場 所
6日（土）	教育委員会表彰式(スポーツ)	町民交流センター
中旬	いちようマラソン大会実行委員会	分庁舎
中旬～下旬	スポーツ協会 三役会・理事会・監査会	分庁舎

その他の事項(事務連絡等)

2月開催予定のスポーツ少年団指導者・育成者研修会(中止)

議案第 1 号

おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点 (施策) について

令和3年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策について、別紙のとおり定める。

令和3年2月15日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町教育大綱に基づき、令和3年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策を定めるため提案するものである。

おいらせ町学校教育指導の方針と重点

1 方 針

青森県教育委員会の学校教育指導の方針と重点及びおいらせ町教育大綱の目標及び基本方針に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校運営に創意工夫をこらし、夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、個を生かし、生きる力を育む学校教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

児童生徒一人一人が、授業の中で学ぶ喜びを感得し、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適正に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 「めあて（学習課題）とまとめ」、「見通しと振り返り」を工夫した授業の日常化

イ 個々の考えを広げ深める対話的な学びの工夫

ウ 教材の工夫と教材研究による学習内容の基礎・基本の明確化と定着

エ ICTの適切な活用と学習環境の整備

(2) 道徳教育の充実

児童生徒一人一人が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

イ 各教科等との関連を図った道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

(3) 体育、健康教育の充実

児童生徒一人一人が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 保健教育の充実

ウ 食に関する指導の充実

エ 生命尊重を基盤とした危機対応能力の育成

(4) 生徒指導の充実

児童生徒と教師が、好ましい人間関係を構築し、児童生徒一人一人が自己実現できるよう、日々の授業、学級・学年・学校経営において、自己指導能力を育む生徒指導の充実に努める。

- ア 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- イ 不登校や問題行動等に対する全教職員による協働指導體制の充実
- ウ 生徒指導の抱える課題解決のため、保護者や地域及び関係機関との連携強化を図り、共通理解に立った協働的な指導の促進
- エ 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実
- オ 児童理解・生徒理解を深める積極的な教育相談と情報共有の充実

(5) 特別活動の充実

児童生徒一人一人が、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活および人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 話し合い活動を生かした学級活動の充実
- イ 個性の伸長とよりよい人間関係を構築するための工夫
- ウ 自治的な意識と主体性を高める児童会活動・生徒会活動の充実
- エ 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にした指導の充実

(6) キャリア教育の充実

児童生徒一人一人が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育を意識した指導體制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方について考え、行動し、活動の過程を記録する指導の充実に努める。
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた社会参画の意識・勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、そのもてる力を最大限に生かして自立や社会参加ができるよう、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実
- イ 個別の指導計画を活用した指導の充実
- ウ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

児童生徒一人一人が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 環境に関わる体験的な活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

イ 外国語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成

ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が、正しい情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、情報教育の推進に努める。

ア 情報教育の指導体制を整備し、学習指導における ICT や各種統計資料の適切な活用の推進

イ 児童生徒の安全を守る情報モラルに関する指導の推進

(11) 研修の更なる充実

教育活動の充実を図るため、教職の専門性を高める組織的・計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

イ 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実
ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

(12) 幼・保・小・中連携の推進

幼児児童生徒一人一人が、生活の変化に適応し、豊かな育ちをつなげることができるよう、幼・保・小・中の連携に努める。

ア 円滑な接続を図るための情報交換や交流の推進

イ 互惠性を大切にしたい子供同士の交流活動の推進

ウ 一貫性のある指導内容・方法等の明確化と連携

おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策

1 方針

「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を推進目標に、町民の生きる力を育むために、学ぶ機会の充実に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むことを支援する。また、地域の文化や伝統を継承していくことを通して地域に誇りを持ち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進する。

2 重点施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着をもち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実により、未来を担う人財の育成に努める。また、町民一人ひとりの主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりと基盤整備を推進する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めるとともに、将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進する。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

地域への誇りと愛着を育むため、貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりに努めるとともに、郷土芸能の保存と継承を推進する。

3 主要施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

① 未来を担う人財の育成

- ・未来を担う青少年の健全育成のため、保護者や関係機関・団体と連携して各種健全育成活動を展開する。
- ・未来を担う青少年が、郷土への誇りや愛着をもち、将来のおいらせ町を支える人財となってもらうために、地域全体で多様な体験活動機会の充実に努める。
- ・町子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に家庭・学校・関係団体との連携を強化し、子どもの読書に親しむ機会や読書環境の整備・充実など、子どもの読書活動を推進する。
- ・教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、学校や家庭教育支援チームなどと連携し、地域ぐるみの家庭教育支援の充実に努める。
- ・学校・家庭・地域が連携し地域全体で子どもの学びや成長を支え、地域を創生する仕組み「地域学校協働活動」を検討する。

② 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進

- ・地域の様々な課題を解決するため、関係課・団体と連携したおいらせの学びカレッジ等により、町民一人ひとりの主体的な学びや対話の場を提供する。
- ・大人が生きがいをもち、いきいきと生活していくために、出前講座の講師や生涯学習フェスティバルへの主体的な参加など、学びの成果を生かした社会参加活動を推進する。

③ 社会教育推進のための基盤整備

- ・町民一人ひとりの主体的な学びの機会を充実するため、社会教育推進組織の機能の強化を図るとともに、関係団体との連携強化を図る。
- ・町民の学習活動の場である公民館、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の連携強化と、効率的で効果的な管理運営を図るため、必要に応じた改修等を実施しながら、民間への業務委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を検討する。
- ・町民の主体的な学びを支援する役割である職員や地域活動実践者等への各種研修機会を充実し、資質の向上を図る。
- ・社会教育関係団体やボランティアの自主・自立した活動を推進し、そのための活動を支援する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

① 個性あふれる文化芸術の創造と継承

- ・子どもの豊かな創造力を育むため、芸術鑑賞事業等により優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、より多くの町民へおいらせ音頭を普及するなど、郷土愛を深めるための文化活動の充実に努める。
- ・文化芸術活動を行う団体の自主・自立した活動への支援と、文化に関する表彰などによる人財育成に努める。

② 将棋によるまちづくりの推進

- ・当町の特色ある将棋によるまちづくりを推進するため、大山将棋記念館を拠点に町内外への情報発信を行い、将棋団体や指導者、愛好者との連携を強化し、子どもへの将棋の普及奨励、底辺拡大、人財育成に努める。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

① 文化財の保護と活用

- ・関係機関と連携しながら、文化財の計画的な調査・記録やパトロールなどにより、文化財の保護・保存に努める。
- ・史跡阿光坊古墳群やおいらせ阿光坊古墳館を適切に管理するとともに、町内外への情報発信を工夫しながら運営し、文化財の活用を努める。
- ・貴重な文化財に対する町民の理解と郷土愛を育むために、阿光坊古墳群保存会への支援をはじめ、地域住民との協働による史跡の整備・活用に努める。

② 郷土芸能の保存と継承

- ・郷土芸能団体と連携しながら、子どもの郷土芸能活動を推進し、指導者や後継者の育成を支援することで郷土芸能を後世に継承する。

おいらせ町社会体育行政の方針と重点施策

1 方針

町民一人ひとりが、生きがいや健康づくりのために自らスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進に努める。

2 重点施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

町民が気軽にスポーツに親しめる環境を整え、指導者養成、実践活動の推進、団体育成など、継続的なスポーツ活動を支える体制づくりに努める。

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

関係団体との連携のもと、各種大会において選手が活躍できるよう、指導体制の充実を図り、競技力の向上、選手の育成、環境の整備、スポーツイベントの誘致などに努める。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

体育館など既存スポーツ施設を安全かつ有効に活用できるよう、計画的な改修等の維持管理に努めるとともに、多くの町民が施設を活用し、スポーツに親しむ機会を得られるように努める。

3 主要施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

① 子ども（幼児・小学生・中学生）の体力向上

- ・スポーツ推進委員との連携強化を図り、スポーツに親しむきっかけづくりに努める。
- ・総合型地域スポーツクラブの調査・研究を行い、設立支援体制を整える。
- ・スポーツ少年団の組織強化を図るとともに、学校並びに各競技団体とスポーツ少年団との連携強化を図る。
- ・町スポーツ協会加盟協会によるスポーツ教室開催を支援する。

② 成人の生涯にわたる豊かなスポーツ活動の推進

- ・町民のスポーツ活動推進を視野に入れたイベント内容の見直しを図る。
- ・ニュースポーツ体験コーナーや体験教室の積極的開催に努める。
- ・ニュースポーツ用具の貸出し及び指導について、広く情報を提供する。
- ・「町民スポーツの日（※1）」の周知を図る。

※1:毎月第3日曜日を「町民スポーツの日」と定めており、午前9時から午後4時まで無料開放することとしている。

(体育館の利用状況により、別日となる場合もある。)

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

① 競技スポーツの推進

- ・上北郡総合スポーツ大会、県民体育大会、県民駅伝競走大会に積極的に参加する。
- ・スポーツ協会の活動を支援するとともに、スポーツ協会及び各競技団体との組織連携強化を図る。
- ・スポーツ協会加盟団体及びスポーツ少年団の大会出場等に町スポーツ車の貸出しや上位大会出場に係る費用を補助する。
- ・スポーツ顕彰制度とスポーツ各賞表彰の周知を図る。
- ・ヴァンラーレ八戸ホームタウン活動、青森ワッツバスケットボール教室等、プロチームの活動に連携・協力する。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

① スポーツ施設の充実と利活用の促進

- ・体育館などの既存スポーツ施設の快適な利活用を目指し、計画的な改修に努める。
- ・施設の設備の状況を考慮し、有効な施設利用について検討する。
- ・貸出用スポーツ用具の適正管理に努め、安全に使用できるようにする。
- ・町民プールの利活用を推進する。
- ・「町民スポーツの日」の周知を図る。

議案第 2 号

学校給食費負担金の債権放棄について

おいらせ町債権管理条例（平成24年おいらせ町条例第3号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄する。

令和3年2月15日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

過年度分の学校給食費負担金の未納額について、おいらせ町債権管理条例第13条第1項第6号及び第7号の規定により、当該債権の弁済が見込めないことから、未納額を徴収する権利を放棄するため提案するものである。

1. 放棄する給食費負担金

(1) 条例第13条第1項第6号

債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

平成18年度	12,000円	（百石小5年）
平成19年度	32,000円	（百石小6年）
平成20年度	29,700円	（百石中1年）
平成21年度	45,100円	（百石中2年）
平成22年度	47,300円	（百石中3年）
平成23年度	32,160円	（木ノ下小3年）
平成26年度	32,740円	（木内々小6年）
合計金額	231,000円	

（小学校 108,900円 中学校 122,100円）2世帯2名

(2) 条例13条第1項第7号

債権者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

平成18年度	46,750円	（百石中3年）
平成19年度	68,070円	（木ノ下小6年、百石中1年、百石中2年）
平成20年度	56,060円	（百石小5年、百石中2年）
平成21年度	38,770円	（百石小6年、百石中3年）
平成22年度	8,115円	（百石中1年）
平成23年度	16,020円	（百石中2年）
平成24年度	17,715円	（百石中3年）
合計金額	251,500円	

（小学校 73,115円 中学校 178,385円）4世帯6名

(1) + (2) = 482,500円

（小学校 182,015円 中学校 300,485円）6世帯8名

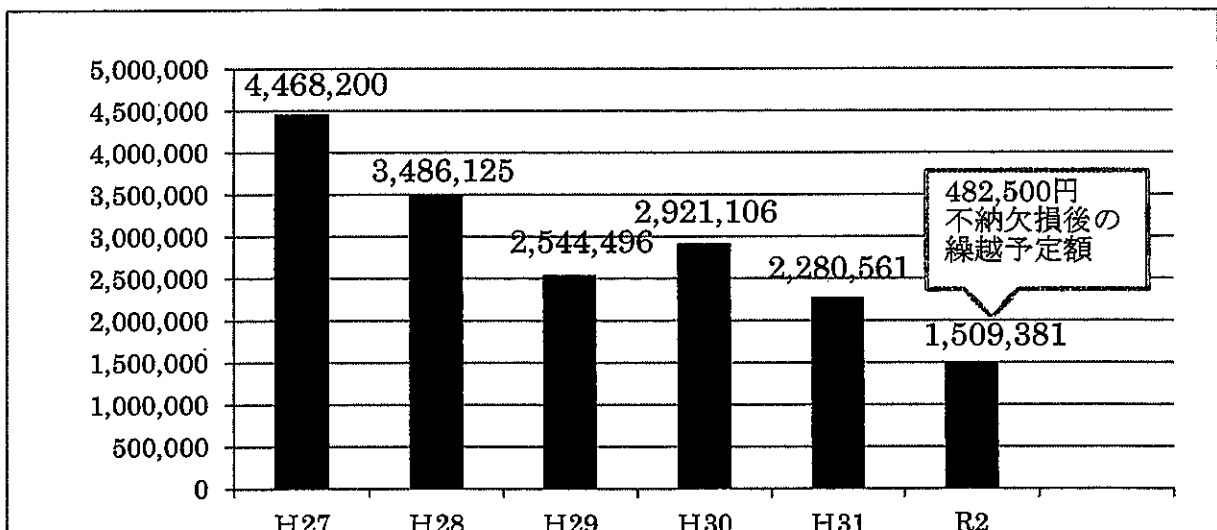
2. 過年度分未納額の状況

(1) 小・中学校別

(単位：円)

令和2年度 (1月31日現在)	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率(%)
小学校給食費 滞納繰越分	961,320	206,150	182,015	573,155	21.4
中学校給食費 滞納繰越分	1,319,241	82,530	300,485	936,226	6.0
滞納繰越分合計	2,280,561	288,680	482,500	1,509,381	12.6

(2) 滞納繰越額の推移 (平成27年から令和2年)



議案第 3 号

奨学資金貸付金償還猶予の決定について

おいらせ町奨学資金貸与条例施行規則（平成28年12月5日規則第3号）第15条の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年2月15日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

奨学生より奨学資金貸付金償還猶予申請書が提出されたことに伴い、資金の償還猶予の有無を決定するため提案するものである。

1. 申請者

- (1) 氏名：[REDACTED]
(2) 住所：おいらせ町 [REDACTED]

2. 償還猶予の理由・期間

- (1) 理由：就学中のため
(2) 期間：令和3（2021）年4月から令和5（2023）年3月まで

3. 就学状況

- (1) 学校名：[REDACTED] 大学
(2) 課程：修士課程
(3) 所属：[REDACTED]

4. 猶予後の償還総額・期間

- (1) 総額：1,920,000円
(2) 期間：令和5（2023）年4月から令和13（2031）年3月まで

5. その他特記事項

[REDACTED] 奨学生の決定を受け令和4年3月まで貸与予定。在学中及び卒業後1年間の猶予を願い出たもの。

6. 適用条件

「おいらせ町奨学資金貸与条例施行規則」

（特別事情による資金の償還猶予）

第15条 奨学生であった者の就学、災害、病気その他特別な理由により、資金の償還が困難であると認められるときは、申請により相当の期間償還の猶予をすることができる。

2 資金の償還の猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学資金貸付金償還猶予申請書（様式第16号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、資金の償還猶予の有無を審議し、資金の償還猶予を決定したときは、奨学資金貸付金償還猶予決定通知書（様式第17号）により当該申請者に通知するものとする。

議案第 4 号

県費負担教職員の異動の内申について

別紙のとおり内申する。

令和3年2月15日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づく手続きのため提案するものである。

報告第 1 号

令和2年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について

おいらせ町教育奨励賞に関する規程第2条の表彰の基準に基づく被表彰者について、同第3条の規定により次のとおり決定したので報告する。

記

1. 小学校スポーツ部門 . . . 27名
2. 小学校文化部門 . . . 10名
3. 中学校スポーツ部門 . . . 2名
4. 中学校文化部門 . . . 該当者なし